

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

花巻市長

公表日

令和5年6月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>○地方税法に基づき、賦課期日(1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以下、「固定資産税」という。)である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税を納付する。</p> <p>固定資産の価格は総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて評価され、市長がその額を決定し固定資産課税台帳に登録する。税額は、課税標準額に市で設定する税率(花巻市税条例第62条)を乗じて算出する。土地・家屋の価格については3年ごとに評価替えを行っている。</p> <p>市は、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の課税台帳を作成し、これら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。</p> <p>固定資産の価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市長へ不服申立てを行う。</p> <p>○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条)</p> <p>②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し受領する。(地方税法第383条 等)</p> <p>③価格に関する審査の申出(地方税法第432条)</p> <p>④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条、花巻市市税条例第69条 等)</p> <p>⑤災害や貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産税の減免を行う。(地方税法第367条、花巻市市税条例第71条 等)</p>
③システムの名称	①固定資産税課税システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
①土地台帳ファイル ②家屋台帳ファイル ③償却資産ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>・情報提供にかかる項 【なし】</p> <p>・情報照会にかかる項 【27の項】</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部資産税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部資産税課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 永田 祐二	課長 中村 健司	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 中村 健司	課長	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年3月29日	I 関連事務 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①固定資産税課税システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー ④地図情報システム ⑤家屋評価システム	①固定資産税課税システム ②宛名管理サーバー ③中間サーバー	事後	特定個人情報を使用していないため削除
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和5年6月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項	事後	根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和5年6月29日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報提供にかかる項【なし】 ・情報照会にかかる項【27の項】 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報提供にかかる条【なし】 ・情報照会にかかる条【20条】	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供にかかる項【なし】 ・情報照会にかかる項【27の項】	事後	番号法改正に伴う号ずれの修正及び根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和5年6月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	